

金型廃棄に関する合意書

廃棄依頼主（以下「甲」という。）と、廃棄請負先（以下「乙」という。）は、乙に保管・管理されている甲が指定した金型の廃棄に関し、以下のとおり合意する。

第1条（目的）

甲は、後記記載の金型（以下「対象金型」という。）について、所有権を有していること、または所有者から適法に処分権限を付与されていることを保証し、乙に対し、対象金型の廃棄処分を委託する。

第2条（免責）

対象金型の廃棄完了後、第三者（元所有者、真の所有者、使用者その他関係者を含む。）から、所有権の主張、返還請求、損害賠償請求、その他一切の異議申立てまたは請求があった場合、甲が自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、乙に一切の迷惑、損害または負担を及ぼさないものとする。万が一、乙が第三者に対して損害賠償金、解決金、弁護士費用その他の費用を支払った場合、甲は乙に対し、その全額を補償する。

第3条（費用）

廃棄に要する費用（運搬費、処分費、解体費、事務手数料、その他本業務に必要な費用を含む。）は、甲の負担とする。金額については、別途見積書または甲乙間の合意に基づき決定する。

第4条（廃棄の方法および法令遵守）

乙は、本業務の遂行にあたり、廃棄物処理法その他関係法令を遵守するものとする。また、対象金型が第三者に転売、流用または再使用されることを防ぐため、乙は、対象金型を物理的に破壊、解体、切断その他適切な方法により、再利用不能な状態にした上で処分するものとする。乙は、必要に応じて、適法な許認可を有する運搬業者、処分業者、解体業者その他の第三者に、本業務の全部または一部を委託することができる。

第5条（完了報告）

乙は、対象金型の廃棄処分が完了したときは、速やかにその旨を甲に通知し、廃棄を証する資料として、マニフェストの写し、処分後の写真、処分業者の証明書その他乙が提出可能な資料を提出するものとする。

第6条（廃棄後の請求放棄）

甲は、対象金型の廃棄完了後、乙に対し、対象金型の返還、復旧、再製作、代替品の提供、損害賠償その他名目の如何を問わず一切の請求を行わないものとする。ただし、乙の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。

第7条（対象金型の特定）

甲および乙は、対象金型が本合意書末尾の「対象金型リスト」に記載された金型であることを相互に確認する。対象金型リストに記載のない金型については、本合意書に基づく廃棄対象に含まれないものとする。

対象金型リスト

金型名称・品番等	数量	備考

年 月 日

(甲) 住 所 :

社 名 :

代表者名 : 印

(乙) 住 所 :

社 名 :

代表者名 : 印